



第13回 職務発明、第15回ウェブサイト
開設に伴う問題

技術開発と法

アップル(スティーブ・ジョブズ)

の活動から学ぶ・・・

遠山 勉

【授業計画】

- 第1回 技術開発をめぐる法律の全体像
- 第2回 特許法の概要
- 第3回 特許法の保護対象(発明:特にプログラムについて)
- 第4回 特許の要件(実体的要件)
- 第5回 権利主体と特許取得手続
- 第6回 特許権の効力(1)
- 第7回 特許権の効力(2)
- 第8回 知的財産保護の国際的
制度
- 第9回・第10回 著作権法の基礎知識、カラオケ法理、著作権法2009年改正(6月7日)
- 第11回 ライセンス契約による知的財産管理(6月21日)
- 第12回 営業秘密の法的保護(6月28日)
- 第13回 職務として知的財産を開発する際の法規制(7月5日)
- 第15回 ウェブサイト開設に伴う問題
- 第14回 知的財産戦略(7月12日)
- 最終回 到達度確認試験(7月26日)

職務発明とは（特許法35条）

- その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明
- 従業者等（承継人含む）が特許を受けたとき、使用者等はその特許権について通常実施権を有する。
- 職務発明以外の従業者発明の予約承継禁止
- 職務発明の承継（専用実施権の設定）につき相当の対価
- 対価は不合理であってはならない

特許を受ける権利

- 現在の職務発明制度・・・特許を受ける権利が自然人である発明者個人に帰属することが前提
- 経団連の要望・・・法人に帰属させるべきとの要望
- http://www.keidanren.or.jp/policy/2013/046_honbun.pdf

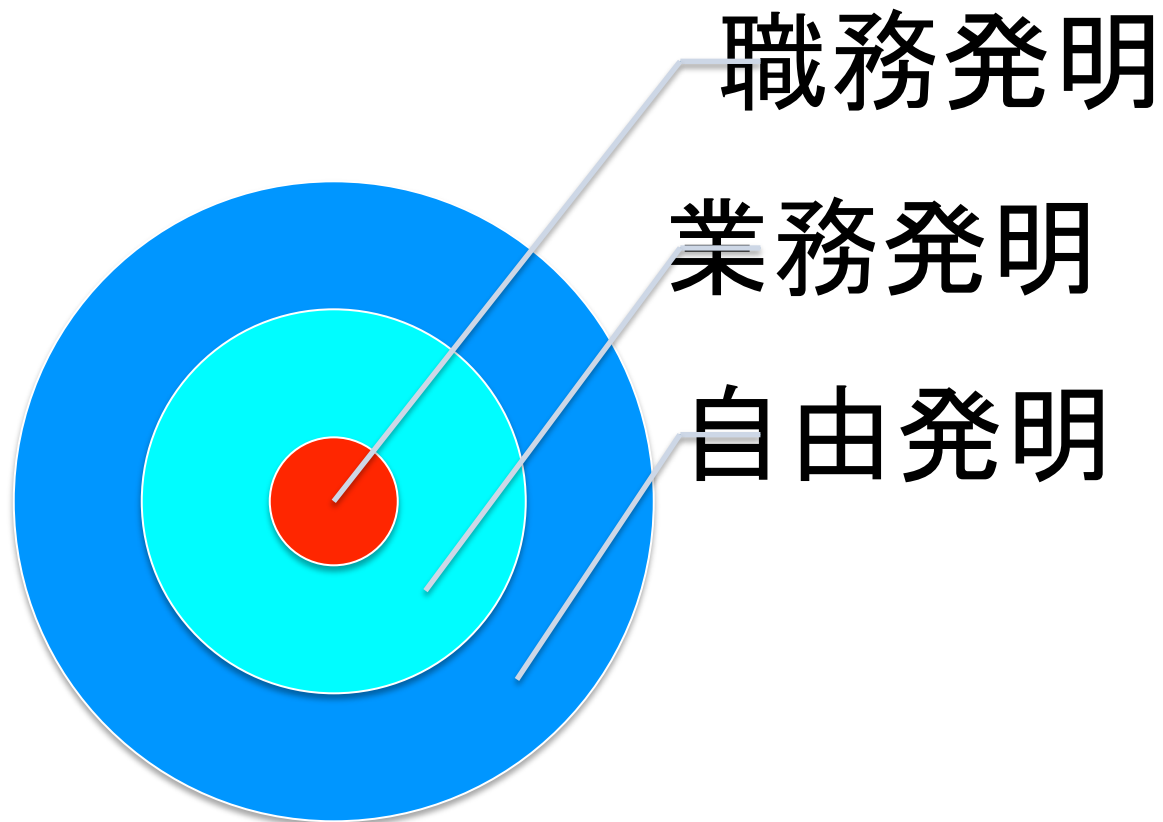
外国の制度

- 米国
 - 発明に係る権利は発明者(従業者)に帰属
 - 職務発明制度なし
 - 契約により事実上法人に帰属
- ドイツ
 - 発明に係る権利は発明者(従業者)に帰属
 - 発明報告義務・承継後の対価請求権
- 中国
 - 原始的に使用者(法人)に帰属
 - 合理的報酬

使用者・従業者

- 使用者等
- 従業者等
- 使用者
- 従業者
- 法人
- 法人の役員
- 国
- 国家公務員
- 地方公共団体
- 地方公務員

従業者の発明



職務について

- 簡単に言うと、発明が義務となっている場合
- 研究をすることを職務とする者が、テーマを与えられ、又は研究を命ぜられている場合
- 命令又は指示がない場合であっても、結果からみて発明に至った思索活動が、使用者等との関係で従業者等の義務とされている場合

業務命令に反する発明

- 原告の主張・青色発光ダイオードの研究を中止するように業務命令を受けたが、これを無視して青色発光ダイオードの研究を継続した。業務命令に反して行なった研究から生み出された発明であるから職務発明に該当しない。
- 判決・被告会社における勤務時間中に、被告会社の施設内において、被告会社の設備を用い、また、被告会社従業員である補助者の労力等をも用いて、本件発明を完成したのであるから、たとえこのような事情があっても、被告会社の業務範囲に属し、その従業員である原告の職務に属する行為として行われたものであるから、特許法 35 条にいう職務発明に該当する。

青色発光ダイオード事件

業務範囲

企業・・・定款に定める「目的」に記載された事業(業務)を一応の基準とする

現実に行われている業務及び近い将来具体的に計画されている事業(業務)

・国、地方公共団体・・・当該公務員の属する機関の所掌に属する事項の範囲

対価の額(裁判例)(1)

| 年度 | 被告 | 発明の名称 | 支給額 | 訴額 | 判決額 |
|------|--------|--------------|-----------|---------|-------------|
| 1995 | オリンパス | 光ディスク読取機構 | 21万 | 2億 | 250万 |
| 1998 | 日立 | 光ディスク読取機構 | 107万 | 2億8000万 | 約1億6500万 |
| 2001 | 日亜化学工業 | 青色発光ダイオード | 2万円 | 200億 | 8億4391万 |
| 2002 | 味の素 | 合成甘味料 | 1000万 | 20億 | 1億5000万(和解) |
| 2003 | 日立金属 | 磁石 | 114万 | 9000万 | 1400万 |
| 2006 | キャノン | レーザープリンタ | 55.3万 | 1億 | 277万4415円 |
| 2006 | 日立 | 半導体集積回路の製造方法 | 2223万932円 | 3億5000万 | 2513万3998円 |
| 2007 | 和光純薬工業 | ビルビリンの測定方法 | 1万8000円 | 1億 | 245万4624円 |

対価の額(裁判例)(2)

| 年度 | 被告 | 発明の名称 | 支給額 | 訴額 | 判決額 |
|------|---------|---------------------|--------------------|------------------|-----------|
| 2007 | ソニー | 半導体レーザ装置 | 58万 2850円 | 1億 | 570万7974円 |
| 2007 | 東芝 | 同音語選択装置 仮名漢字変換装置 | 合計26 万2900 円 | 3億2676万 5500円 | 669万3389円 |
| 2007 | 三菱化学 | 抗血栓薬 | 4800円 | 2億4281万 1239円 | 5900万円 |
| 2010 | NECTーキン | 圧電振動ジャイロ | — | 3000万円 | 213万5496円 |

参考:

<http://www.tokugikon.jp/gikonshi/238toku2-02.pdf>

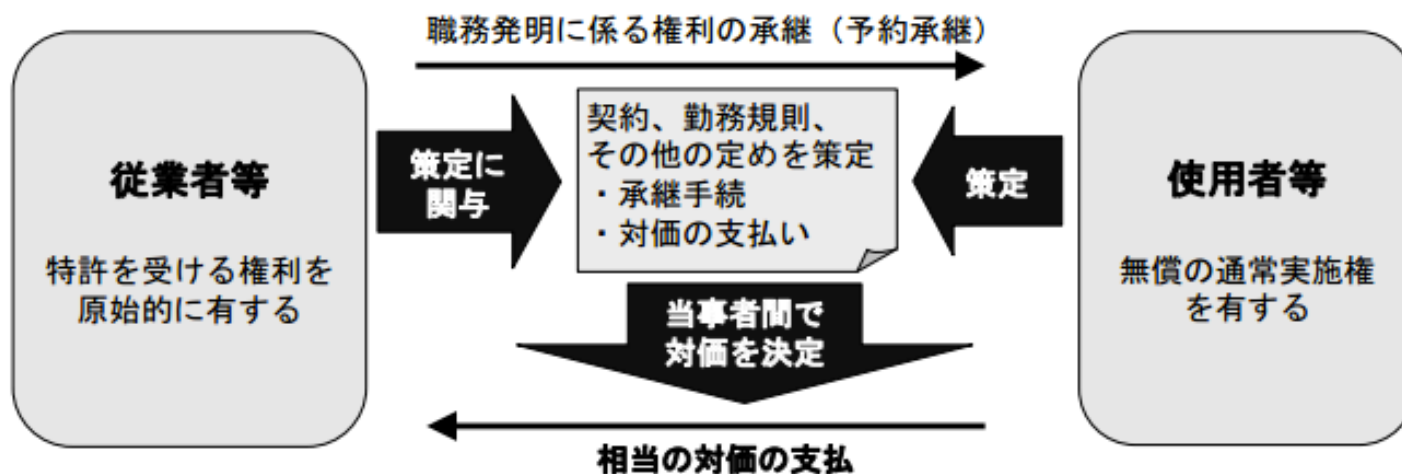
http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/text/pdf/h24_jitsumusya_txt/24.pdf

算定基準(判例)改正前

- 当該特許権の相当対価＝独占の利益×(1－使用者の貢献度)
- 独占の利益の算定方法
 - － 1) 実施料収入
 - － 2) 実施を禁止したことによる利益。
 - － 3) 実施許諾したなら得られる実施料収入
- 発明者の貢献度＝(1－使用者の貢献度)

改正後の職務発明規定

3. 法改正後の職務発明制度の概要



ポイント

1. 職務発明に係る「相当の対価」を使用者・従業者間の「自主的な取決め」に委ねることを原則とする。
2. 「自主的な取決め」によって対価を支払うことが不合理であれば、裁判所が「相当の対価」を算定。
不合理性は、対価が決定して支払われるまでの全過程のうち、特に手続面の要素を重視して判断。
3. 裁判所による「相当の対価」の算定に当たっては、様々な事情を考慮可能とする。

法改正後の対価の決定手続

- 当事者間の自治を原則（合理性を要求）

① 基準の策定

発明の対価を算定するための基準を策定するに際し、使用者等は、従業者等と協議を行うこと。

② 基準の開示

協議の結果策定された基準を、従業者等に対して開示しておくこと。

③ 発明への適用

具体的な発明に対して基準を適用して対価を算定する際には、従業者等の意見を聴取すること。

ウェブサイト開設に伴う問題

- ドメイン名
- 商標
- 特許・実案・意匠
- 著作権
- 肖像権・パブリシティ権
 - 日本音楽事業者協会（音事協）の肖像権啓蒙キャンペーンサイト
<http://www.jame.or.jp/shozoken/>
- 国境を超えた取引

ドメイン名

- 不正競争防止法2条1項12号
- 不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、
- 他人の特定商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。)と同一若しくは類似のドメイン名を
- 使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為
- 事例集
- <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/01kaisei.pdf>

商標

- 他人の登録商標と同一・類似商標の使用
- 指定商品
- ウェブサイトで販売する商品の種類、ウェブサイトを提供するサービスの種類、ウェブサイトを提供する情報の内容により指定商品の区分が異なる
- http://www.jpo.go.jp/shiryoushou/kijun/kijun2/ruiji_kijun9.htm

Webのユーザーインターフェイス

- 特許法・実用新案法
- 意匠法では？・・・家電や情報機器等の表示部に表示される画像のデザイン(画面デザイン)を保護。機器に表された状態で物品を構成する要素として保護の対象とする。デジタルカメラなどそれがなければ物品自体が成り立たない画像であり、パソコンソフトのGUIは除外。

写真・記事・音楽

- これらは著作権の問題
- CDの音楽をアップロード
- コピーした他人の写真や動画のアップロード
- 映り込みの問題
- [http://www.bunka.go.jp/chosakuken/
utsurikomi.html](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/utsurikomi.html)

地図・著作権の問題

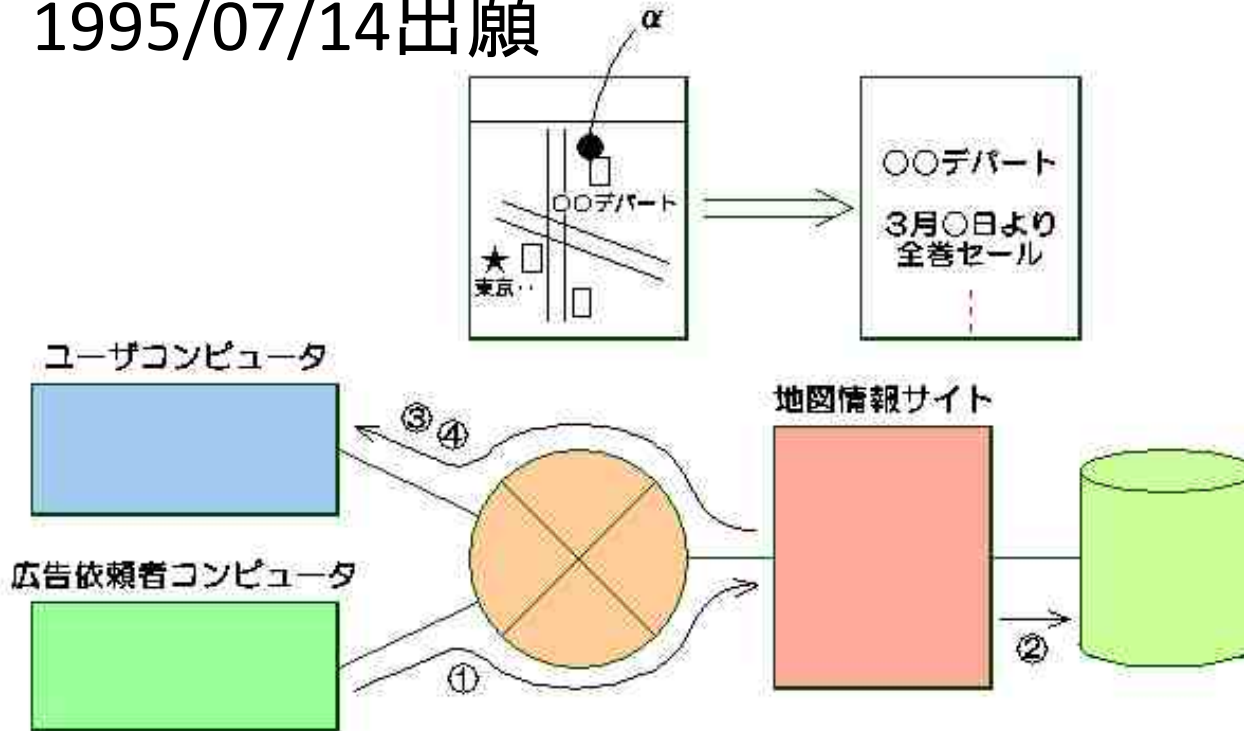
- 著作権

- 国土地理院の地図は原則複製してはならない（測量法第29条） 取締規定
- Googleマップ・特定の限度で無料の利用許諾
- <http://www.google.co.jp/permissions/geoguidelines.html>
- <https://developers.google.com/maps/faq?hl=ja#usagelimits>
- 他人の地図を参考にした地図の作成は？

地図・特許の問題

マピオン特許・特許第2756483号

1995/07/14出願



① 広告依頼主は、広告依頼主コンピュータから地図情報サイトにアクセスし、地図上の自社の位置に対応付けて広告情報を送信する。② 地図情報サイトは、これを受けて、広告主の地図上の位置に対応付けて、その広告情報を記録する。③ ユーザは、地図情報サイトにアクセスして、地図を表示する。その際、広告を掲載している会社については、地図上において広告マーク(図のα参照)が表示される。④ ユーザがこの広告マークをクリックすると、これに対応付けて記録されている広告が、地図情報サイトから送信される。

弁理士古谷英男(c)1999 Hideo FURUTANI / furutani@furutani.co.jp

<http://www.furutani.co.jp/office/ronbun/BS/BS15.html> より

国境を越える電子商取引等

- 国境を越える電子商取引の法的問題に関する検討会報告書平成22年9月
 - 概要 <http://www.meti.go.jp/press/20100916001/20100916001-2.pdf>
 - 本文 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/crossborderec_houkokusho.pdf
- 国際裁判管轄の問題(どの国で裁判をするか)
- 準拠法の問題(どの国の法律が適用されるか)
- BtoB, BtoC, 製造物責任

- 国際的な知財紛争・・属地主義が原則だが

Appleのwebサイトを検証する

- アップルジャパンのwebサイト
- <http://www.apple.com/jp/>
- どのような問題が考えられるか

【テキスト・参考文献等】

- 教科書：講義レジュメにしたがって授業を行う(レジュメは配布しないので注意すること)。
- 参考書：
 - 高林龍「標準特許法」有斐閣(第4版) 2011年発行
¥2,730
 - 中山信弘「特許法」弘文堂(第2版) 2012年発行
¥4,410
 - 中山信弘「マルチメディアと著作権」(岩波新書)
 - ★知っておきたい特許法 [単行本] 工業所有権法研究グループ (著) 1890円
 - ★スティーブ・ジョブズ I [ハードカバー] ウォルター・アイザックソン (著), 井口 耕二 (翻訳)

お疲れ様でした

- 著作者 弁理士 遠山 勉
- Email :pattom@nifty.com
- 授業の資料はここに
- 知財文化 : <http://www.ne.jp/asahi/patent/toyama/>
- 無断複製・改変・配布を禁じます。

Copyright (C) 2013